

○防衛省告示第百六十五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

昭和四十九年防衛施設庁告示第八号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件）は、廃止する。

平成二十四年六月二十九日

防衛大臣 森本 敏

最終改正

平成二十六年三月二十八日

防衛省告示第五十九号

- 一 市町村の主たる事務所
- 二 市町村の消防の用に供する庁舎
- 三 除雪機械その他除雪の用に供する施設